

(別紙)

「地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成19年8月15日～9月13日)

意 見	対応方針
<p>今回の改正案はいずれも的確なものと考えます。ただし、身分証明書(表)に記載される「職名」は本人が所属する「機関」とそこにおける「身分」が明らかになる表記が必要ではないでしょうか。</p>	<p>「職名」は身分証明書を携帯する主務大臣又は都道府県知事及びその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者が有する調査権限を明らかにするための記載事項であり、所属機関等は記載されることとなります。頂いた御意見については、今後の運用に当たり参考にさせていただきます。</p>